

国立大学法人東京医科歯科大学大学院第一種奨学金返還免除規則

〔平成16年4月1日〕
規定第92号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）大学院において独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる者に対し機構が行う貸与奨学金の免除（以下「返還免除」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 返還免除候補者の推薦は、本学大学院において機構の第一種奨学金の貸与を受けた学生で当該年度に貸与期間が終了する者を対象とする。

2 採用時返還免除内定候補者となることのできる者は、本学大学院医歯学総合研究科博士課程一年次に入学あるいは保健衛生学研究科博士課程三年次に進学又は入学し、第一種奨学生として採用された者のうち、直前の課程並びに博士課程入学時に優秀な成績を収め、貸与終了時まで評価基準を満たすことが見込まれる者とする。

(各研究科における選考)

第3条 学長は、大学院の各研究科等の長（大学院医歯学総合研究科においては、副研究科長を含む。以下同じ）に対し、返還免除候補者及び返還免除内定候補者の推薦を依頼する。

2 各研究科等への推薦枠の配分については次条に規定する委員会の議に基づき別に定める。

3 第1項の推薦を受けようとする者は、所定の申請書等を所属研究科等の長に提出し、願い出るものとする。

4 各研究科等の長は、研究科等において候補者を選考し、学長に推薦する。

5 前項の選考については、第5条の規定を準用する。

6 各研究科等の長は、推薦に当たっては、候補者に順位を付し、所定の申請書等を添付するものとする。

(大学院第一種奨学金返還免除選考委員会)

第4条 本学に、大学院第一種奨学金返還免除選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条の規定に基づき各研究科等から推薦された者のうちから、機構に対して返還免除の候補者として推薦すべき者を選考する。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 教育担当理事

(3) 各研究科等の長

(4) 大学院医歯学総合研究科副研究科長

(5) その他学長が指名する者

- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会における候補者の選考)

第5条 委員会が候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の教育研究活動等に関する業績について、機構が定める基準に基づき本学が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

- 2 具体的な評価項目、評価方法（順位付けの方法を含む。）その他の選考基準については、委員会の議に基づき別に定める。
- 3 委員会は、審議を行うに当たっては、返還免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

(機構への推薦)

第6条 学長は、委員会の議に基づき、候補者に順位を付し、所定の業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を添付して機構に推薦する。

(事務)

第7条 返還免除に関する事務は、学生支援事務室において総括し処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、返還免除に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度以降に第一種奨学金の採用者となった者から適用する。

附 則（平成31年3月27日規則第98号）

この規則は、平成31年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。